平成２６年（フ）第５１２８号
東京都足立区古千谷本町２丁目３－８－203
債務者　福島　直樹
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３１号
東京都葛飾区亀有４丁目５－12－204
債務者　畠山　絢也
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３２号
神奈川県鎌倉市二階堂263　斎藤荘201
債務者　鈴木明日香
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３３号
千葉県八千代市萱田町1038　河野ハイツⅡ202
債務者　眞鍋友子こと　許　　友子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３４号
千葉県八千代市萱田町1038　河野ハイツⅡ202
債務者　眞鍋　　恒
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１３６号
千葉県野田市柳沢231－３－106
債務者　小森　竜二
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４１号
東京都江東区南砂１丁目12－８－２
債務者　弘岡　冨子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４２号
東京都あきる野市野辺641－４　ベル・ドミール壱番館Ａ号
債務者　秋山　祐一
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４３号
東京都足立区中央本町４丁目５－15－101
債務者　遠藤　敬輔
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４４号
東京都中野区弥生町２丁目７－15－401
債務者　木村　由佳
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５３号
東京都世田谷区宮坂３丁目33－８　カトルセゾン　リベール号室
債務者　井上　清治
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５４号
東京都江東区南砂２丁目３－１－207
債務者　岡田　智昭
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５６号
東京都大田区西六郷２丁目41－２
債務者　飯田　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６１号
埼玉県飯能市大字川寺445－５－102
債務者　三上　勇司
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６２号
神奈川県横浜市中区長者町４丁目10－８－501
債務者　藤橋　豊和
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部